

石岡台地 だより

石岡台地土地改良区
石岡台地土地改良事業推進協議会

理事長 島田 穰 一
会 長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
電話（代表） 0299-22-2010



水土里ネット石岡台地



畑地整備が望まれる茨城町五里峰地区（ドローン映像）

も く じ

- ・理事長挨拶、新任職員紹介 P 2
- ・第72回通常総代会について P 3
- ・令和3年度予算及び令和元年度決算について P 4
- ・令和3年度主な補助事業の実施について P 5
- ・石岡台地トピックス P 6
- ・賦課金に関する重要なお知らせ P 7
- ・組合員資格得喪通知・農地転用等について P 8



多面的機能の活動の様子

いしおか

石岡台地土地改良区理事長

石岡台地土地改良事業推進協議会会長

島田 穰 一



組合員並びに関係機関の皆様には、日頃より石岡台地土地改良区の運営や各種事業の推進にご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により度重なる緊急事態宣言が出され、人流、経済活動が制限され、私たちの生活は大きな影響を受けております。私たち一人ひとりが

感染予防に努めるとともに、一刻も早い収束を願うばかりです。

さて、今年3月25日に第72回総代会が開催され、全議案承認されましたことを報告させていただきます。

また、昨年度、組合員の皆様にご説明させていただいた、維持管理計画書の変更につきましては、総代会の承認を受け、茨城県から認可(8月3日)をいただきました。

この手続きには組合員約1万1千人の3分の2以上の同意を必要としましたが、趣旨に賛同いただけたことに感謝いたします。

この新たな維持管理計画書に基づいて石岡台地の老朽化した国営造成施設や県営施設等の補修更新手続きを進めて参ります。

特に、国営第2揚水機場にある機能低下が著しい水管理シス

テムの更新等を早急に進めて参ります。

さらに、組合が管理する末端施設は200以上ありますが、補助事業(県単事業、適正化事業等)を活用して順次対応して参ります。

また、多面的機能支払交付金事業は管内の約6割をカバーしております。

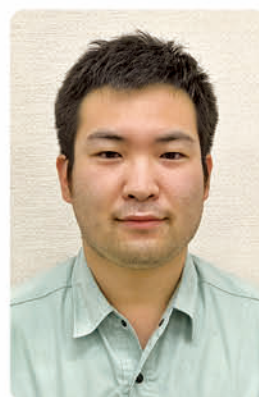
この事業は草刈りだけでなく、施設の点検・補修・整備等により施設の機能維持延命に寄与しております。

土地改良を取り巻く環境は、厳しい中ではありますが、今後とも、農業用施設機能の維持強化と事務事業の合理化を進め、農業用水の安定供給を通して、地域農業の発展に努めて参りますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新任職員紹介

管理課所属

小埜尾 優介



4月から石岡台地土地改良区管理課に配属されました小埜尾です。出身は石岡市です。

管理課は土地改良区の基盤となる部署です。

機械の操作から資料の作成まで仕事は多岐に渡り、覚えることが多くやりがいがあります。日々多くのことを学び、一日でも早く組合員の力になれるよう、信念を持って仕事に取り組んで参ります。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

第72回通常総代会を開催

第72回通常総代会議案（議案11件、報告事項2件承認可決）

- 議案第1号 土地改良事業計画（維持管理）の変更（案）議決について
 議案第2号 令和元年度事業報告・財産目録及び会計（一般・特別）収入支出決算の議決について
 議案第3号 令和2年度事業計画・会計（一般・特別）収入支出補正予算等専決報告の承認について
 1. 令和2年度事業計画変更
 2. 令和2年度一般・特別会計収入支出補正予算
 3. 諸規程の新規制定並びに廃止及び一部変更等
 (1) 処務規程の一部変更
 (2) 石岡台地土地改良区就業規則の一部変更
 (3) 石岡台地土地改良区テレワーク勤務規程の制定
 (4) 嘱託職員の任用等に関する規程の一部変更
 (5) 臨時職員の任用等に関する規程の一部変更
 議案第4号 令和3年度事業計画（案）の議決について
 議案第5号 令和3年度一般・特別会計区費賦課徴収額及び納入期日（案）、
 並びに地区除外決済金算定基準（案）の議決について
 議案第6号 令和3年度役員報酬額（案）の議決について
 議案第7号 令和3年度総代及び役員費用弁償額（案）の議決について
 議案第8号 令和3年度一般・特別会計収入支出予算（案）の議決について
 議案第9号 令和3年度農業基盤整備資金借入（案）の議決について
 議案第10号 令和3年度積立金特別会計繰替運用額（案）の議決について
 議案第11号 令和3年度現金保管に関する金融機関指定（案）の議決について
 報告第1号 滞納処分の執行状況について
 報告第2号 土地改良法132条検査結果及び改善事項等の報告について



武熊議長が議事進行している様子



ロールバックチェアで間隔を空けて感染症対策

令和3年3月25日（木）、小美玉市四季文化館みのもれにおいて第72回通常総代会が開催されました。総代選挙改選後、一堂に会した初の総代会となり、新たに土地改良区の運営に携わっていただく新総代も加わり、コロナ禍における感染症対策を講じた中で執り行われました。

総代数80名中63名の出席と書面議決による出席者数12名の出席をいただき、島田理事長の挨拶ののち、議長には石岡市の武熊総代が選任され、議事に入りました。

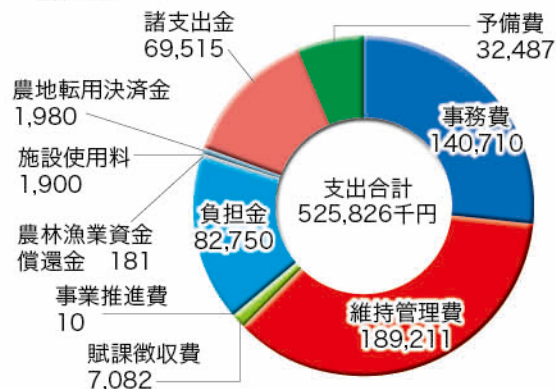
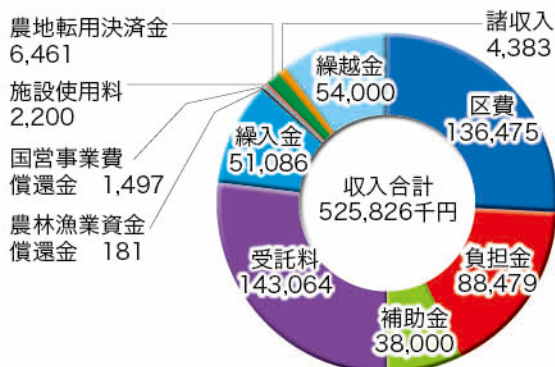
土地改良区の重要事項となる維持管理計画書の変更をはじめ、令和3年度事業計画及び一般会計収入支出予算を含めた議案11件、報告事項2件が提出され、慎重審議の結果、原案通り承認可決されました。



第72回通常総代会

令和3年度予算及び令和元年度決算について

令和3年度予算 一般会計



その他特別会計予算 (単位: 千円)

会計名	予算額
地区施設管理	483,188
維持管理適正化事業	35,908
土地改良事業	22,796
経営体育成基盤整備事業	19,085
畑地帯総合整備事業	69,731
積立金	797,855

一般会計

経常賦課金: 4,000円 / 10a 4月賦課

一般会計の事務費、国営基幹施設の維持管理費

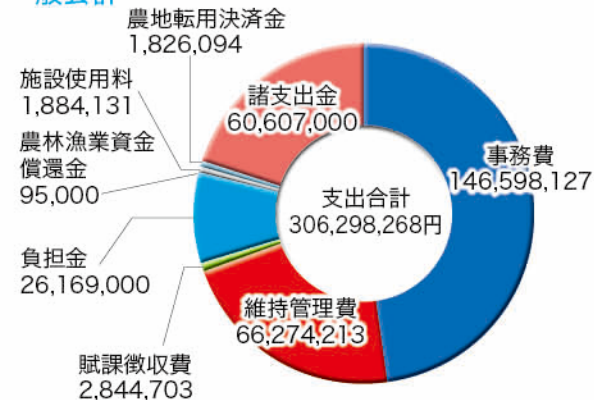
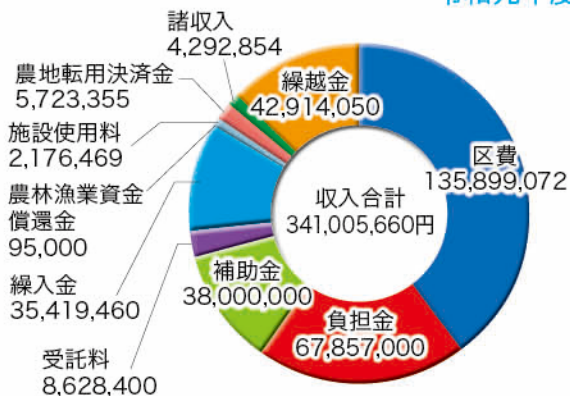
※令和2年度より基幹水利施設管理受託事業特別会計及び国営事業費償還特別会計は一般会計に統合されました。

地区施設管理特別会計

地区施設管理特別賦課金: 各地区毎 / 10a 4月賦課

末端地区の維持管理費

令和元年度決算 一般会計



その他特別会計決算

(単位: 円)

会計名	収入決算額	支出決算額	次年度繰越額	摘要
地区施設管理	444,660,170	209,536,356	235,123,814	
基幹水利施設管理受託事業	125,600,000	125,600,000	0	
維持管理適正化事業	30,968,600	30,968,600	0	
国営事業費償還	2,998,100	2,371,000	627,100	令和2年度一般会計へ繰越
土地改良事業	85,300,574	80,230,626	5,069,948	
経営体育成基盤整備事業	77,871,246	72,703,137	5,168,109	
畑地帯総合整備事業	73,961,952	58,586,005	15,375,947	
積立金	750,017,814	17,309,000	732,708,814	

令和3年度 主な補助事業の実施について

(1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費 134,000千円

電気料・整備補修費等(国営第1・2・3揚水機場)

(2) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型) 事業費 700千円

推進活動・計画策定

(3) 水利施設管理強化事業 事業費 38,000千円

電気料・整備補修等(支線機場、分土工付帯工等)

(4) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費 29,800千円

揚水機場更新(巴川沿岸地区第9機場、巴川沿岸地区第13機場)

(5) 県単土地改良事業 事業費 15,295千円

ポンプ設備更新(巴川沿岸第12-4地区)他3地区

(6) 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)

地区の維持管理補修・環境整備(事務受託69地区)

(7) 農地耕作条件改善事業 事業費 2,262千円

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(石岡市)

(8) 県営畑地帯総合整備事業

区画整理・農道・用水施設整備(東成井西部地区・上小岩戸地区)

(9) 県営経営体育成基盤整備事業

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(梶無地区第1工区)

(10) 県営ストックマネジメント事業

柴間揚水機場2号ポンプ整備、高圧受電盤・制御盤等及び付帯設備更新



基幹水利受託事業による揚水ポンプの点検整備



維持管理適正化事業によるパイプラインの補修



多面的機能支払交付金による花の植栽



県単土地改良事業によるポンプの更新

石岡台地トピックス

石岡台地土地改良事業推進協議会 先進地研修会の実施

令和2年11月26日（木）に石岡台地土地改良事業推進協議会にて行方市なめがたファーマーズヴィレッジの研修会を実施しました。

さつまいもを主とした、6次産業の説明を受け、施設を見学しました。



講師の説明と施設の見学の様子

先進地視察研修会の開催

五里峰地区の組合員10名は令和3年6月24日（木）に、東成井西部地区において先進地視察研修会を開催しました。

講師に、農業生産法人やさと菜苑株式会社社長の高橋大氏を招き、畑総地区をきっかけとしたやさと菜苑の取組み、新規就農者の受け入れ、農業の可能性について説明を受けました。



やさと菜苑のハウス圃場の見学



高橋社長による説明

畑総推進地区に対するドローンによる空撮

令和3年3月に石岡台地土地改良事業推進協議会は、畑地帯総合整備事業の推進のため、PR用動画の撮影を行いました。耕作放棄地が増える中、事業の必要性を感じました。



現場でのドローンの様子



撮影後に編集されたドローン映像（安居地区）

賦課金に関する重要なお知らせ

●令和4年度から経常賦課金と地区維持管理費の取扱いが変わります

これまで当土地改良区では、自主管理地区を除いた維持管理組合におきまして、改良区の財源となる「経常賦課金」と維持管理組合の財源となる「地区維持管理費」を、一括して賦課徴収してきましたが、土地改良法の改正により当土地改良区の会計方式が令和4年度から複式簿記へ移行することに伴い、賦課金の取扱いも令和4年度から以下のように変更されます。

- ① 現在「経常賦課金」と「地区維持管理費」を1枚で送付していた賦課通知書は、令和4年度からそれぞれに分けてお送りすることとなります。
- ② 「経常賦課金」の賦課徴収は従来どおり当土地改良区が行います。また、「維持管理組合費(地区維持管理費)」の収納業務を当土地改良区に委託される維持管理組合については、従来のように当土地改良区が主体となって業務を行います。
- ③ 賦課期日の一部変更
「維持管理組合費」⇒4月賦課(変更なし)
「経常賦課金」⇒6月賦課(4月賦課からの変更)

※上記変更に伴う、新たなご負担や手続き等が発生することはありません。

●令和4年度から「賦課金口座振替領収証」の一斉発行送付を廃止いたします

賦課金納入額は口座振替の預金通帳でご確認ください。

ただし、発行を希望される方には個別に対応いたします。

賦課金納入に便利な口座振替をご利用ください

令和4年度から納入時期が年2回となります。

このため、賦課金を現金納入されている組合員の皆様におかれましては、納入手続きの手間が軽減でき、便利で手数料もかからない口座振替(自動引落)に移行していただきますよう、お願いいたします。

※口座振替には所定の申込用紙が必要となりますので、賦課徴収課までご連絡ください。

◎新ひたち野農協 ◎やさと農協 ◎水郷つくば農協 ◎水戸農協 ◎常陸農協

◎ほこた農協 ◎なめがたしおさい農協(玉造支店のみ)

◎常陽銀行 ◎筑波銀行 ◎水戸信用金庫 ◎茨城県信用組合 ◎ゆうちょ銀行

賦課金は期限内に納入しましょう

賦課金を期限内に納入されない場合、督促手数料200円及び未納額に対し未納日数に応じて年14.6%の延滞金が加算されます。

また、「督促状」、「催告状」が送付されても納入されない場合は、納入の意思がないと判断し、「滞納処分(差押え)」を行うことがございますので、期限内に納入されるようお願いいたします。

組合員の資格に異動があったときは届け出が必要です！

- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更したとき
- 農地を賃貸借契約または解約したとき
- 組合員が亡くなられたとき
- 農業者年金受給または老齢等により経営を委譲したとき
- 住所を変更したとき

公共機関（法務局、市、町、農業委員会）で手続きが完了しても、土地改良区へ届け出をしなければ変更されません。必ず当土地改良区へ届け出してください。

※売買等により滞納賦課金のある農地を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により、新しい権利者に納入義務が生じますので、農地を取得するときは滞納があるか、必ず当土地改良区へお問い合わせください。

理事長	常務理事	事務局長	総務課長	経理課長	農務課長	受付け
-----	------	------	------	------	------	-----

組合員資格得喪通知書

石岡台地土地改良区
理事長 島田 一 郎

年 月 日

現 資格者 住 所 (ふりがな) _____
氏 名 _____ 男 女
(代理人) _____
生 年 月 日 大・細・年 月 日
電 話 番 号 _____
個人コード _____

新 資格者 住 所 (ふりがな) _____
氏 名 _____ 男 女
生 年 月 日 大・細・年 月 日
電 話 番 号 _____
個人コード _____

組合員資格に異動が生じたので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

1. 当移土地の表示

市町名	大字	字	地番	地目	用途	地積	代表者	備考

2. 資格得喪の原因(該当理由に○を付けて下さい)
相続 ○ 贈与 ○ 売買 ○ 賃貸借設定 ○ 合意解約
経営移譲 ○ その他()

3. 原因時期: 年 月 日

【個人情報の取り扱いに関する取扱い】
本通知書は、組合員資格の取得・喪失に関する通知書であり、組合員資格の取得・喪失の事実を証明するものではありません。
本通知書の記載内容が事実と異なる場合は、組合員資格の取得・喪失の事実を証明する書類を提出してください。
本通知書の記載内容が事実と異なる場合は、組合員資格の取得・喪失の事実を証明する書類を提出してください。
本通知書の記載内容が事実と異なる場合は、組合員資格の取得・喪失の事実を証明する書類を提出してください。
本通知書の記載内容が事実と異なる場合は、組合員資格の取得・喪失の事実を証明する書類を提出してください。

農地を転用するときは決済金の納入が必要です！

農地を農地以外に転用するときは、土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により申請並びに地区除外決済金の納入（意見書交付時）が義務づけられています。

この決済金は、農地転用により土地改良区全体の農地が減少し、維持管理に必要な組合員の賦課金が増加負担にならないよう、負担の公平を図るため納めていただくものです。

公共事業用地（国・県・市町の道路用地等）として買収される場合なども、同様に地区除外決済金の納入が必要となります。公共事業により農地転用するときは、事業主体と十分に協議のうえ、必ずどちらかが当土地改良区へ申請してください。



石岡台地土地改良区 〒315-0015 茨城県石岡市貝地二丁目5番5号
Tel.0299-22-2010 Fax.0299-22-2019 <https://www.ishiokadaichi.jp/>
中央管理所（配水期間中4月21日～8月31日）駐在
茨城県小美玉市中延2219 Tel.0299-58-1468